

こうちSDG s 推進企業登録マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「こうちSDG s 推進企業登録制度実施要綱」に基づき高知県が登録した企業等（以下、「登録企業」という。）であることを表すために作成したこうちSDG s 推進企業登録マーク（以下、「ロゴマーク」という。）について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下、「使用者」という。）とする。

- (1) 登録企業
- (2) 県がロゴマークの使用を認めた者

(使用制限)

第4条 前条に定める者は、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDG s の普及・啓発のため、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 特定の商品やサービスの販売を目的に使用すること。
- (4) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (6) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。

(使用方法)

第5条 別図に定めるロゴマークは、次の各号に従い使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）することやロゴマークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。
- (3) その他の使用方法については、別添「こうちSDG s 推進企業登録マークガイドライン」に基づくものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第7条 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県は、その賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第9条 知事は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第10条 使用者が第4条に定める使用制限に反する使用を行った場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の禁止を命じることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第11条 ロゴマークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、産業振興推進部産業政策課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

この要領は、令和8年5月20日から施行する。

別図

こうちSDGs推進企業登録マーク





こうちSDGs推進企業登録マーク ガイドライン

Design Guidelines

■シンボルマーク

太平洋で泳ぐ「くじら」をSDGsの17色のカラーを使い、シンボライズしています。大きな波をかきわけ、前進する「くじら」にSDGsへの積極的な取り組みを目指すという思いが込められています。



カラー



モノクロ

■使用最小サイズ

※10mm 未満の使用は原則不可





指定色の変更



比率の変更



ロゴマーク要素の分解



ロゴマークの回転



スペースを持たない他の図形の配置



ロゴタイプのフォント変更



アイソレーションエリア

※赤枠内に他の要素を入れることは原則不可

